

仕様書

1. 件名

地方都市等における地域のまちづくり支援方策検討業務

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日

3. 業務の目的

当機構では、地方都市等におけるまちづくり支援のツールの一つとして「まちづくり支援専門家制度」を創設し、専門家の知見等を活かして、まちづくりの機運を醸成し、支援の質の向上と高度化に取組んでいるところ。

地方都市再生において、専門家が有するまちづくりに関する知識・知見を活用し、地方公共団体や地域住民の機運醸成を行うことは有効な手段であると認識しているが、都市や地域の活性化に関わるニーズは多様化する傾向にあり、改めてまちづくり支援の質の向上・高度化の観点から、その効果や有効性などを再確認する必要がある。

本業務では、機運醸成に向けた取組み実績の整理・分析および地方都市等における専門家による出前講座やワークショップ等の実施を通じて、効果的な地域のまちづくり支援方策を検討することを目的とする。

4. 業務内容

本業務では、以下に掲げる業務を行うこととする。

(1) 過去のまちづくり機運醸成に向けた取組みの事例等の整理

当機構や各種団体がこれまでに実施している専門家派遣等によるまちづくり機運醸成に向けた取組みの事例や実績について、テーマや実施プログラム等の類型化や効果等の分析を行い、当機構が実施しているまちづくり支援専門家制度と各種団体が実施している専門家派遣等の取組みの相違点や課題について整理・考察する。

(2) 具体地区におけるまちづくり機運醸成に向けた取組みの実施

当機構が指定する対象地区（2地区）及び当業務の実施者が選定する対象地区（2地区）において、地方公共団体や民間事業者等に対して、各地域での課題に対応する機運醸成に向けた取組み（出前講座及びワークショップ等）を実施する。（1地区あたり4回程度）

(3) 効果的な地域のまちづくり支援方策の検討

(1)、(2)の取組みによる整理・考察及び効果分析を踏まえ、まちづくり支援における専門家関与の意義及び有効性の検討を行うことにより、効果的な地域のまちづくり支援方策を整理する。

5. 成果品

- (1) 調査報告書 (A4版) 製本3部
- (2) 調査報告書 電子データー式
- (3) その他業務において作成した資料一式

※成果品については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に適合すること。

6. 特記事項

- (1) 発注内容の変更が生じる場合は発注者と別途協議の上、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (2) 業務内容の一部を実施しない場合は、減額の変更契約を行うことがある。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、当機構と協議を行い、指示を受けること。
- (4) 本業務を円滑に進めるために、常に密接な連絡を保ち、疑義や問題点が生じた場合は、速やかに当機構と協議し、その指示に従い円滑に業務を遂行すること。
- (5) 成果品の版権及び著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (6) 本業務において使用する写真、資料、映像、音声等については、当機構及び受注者が版権を有するものを使用することとし、他者が版権を有するものについては原則使用しないこと。なお、他者が版権を有する著作物を使用する場合は、その許諾等手続きの一切を受注者が行うこととする。
- (7) 本件について他者との間でトラブルが発生した場合は、受注者において誠意を持って対応の上解決するものとする。
- (8) 次に掲げる本業務の「主たる部分」※を再委託することは出来ない。
※業務内容における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断。
- (9) 機構より受注者に対して提供若しくは貸出された資料等については、本業務以外での使用を禁ずると共に、当機構からの返還要求若しくは履行期間満了時にあってはすみやかにそれを返却するものとする。
- (10) 業務の完了後であっても、成果品に明らかな誤謬が発見された場合は、業務実施者の責任において訂正するものとする。
- (11) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ①業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (12) 受注者は、上記(6)の成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果品の引渡し時に発注者に譲渡する。また、受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、本業務における著作物に関する著作者人格権を

行使しないものとする。

7. 守秘義務

受注者は、情報管理を徹底するため、業務遂行上知り得た全ての情報について厳格に管理を行うこととし、故意または過失により第三者に漏らしてはならない。また、本業務の成果品及び資料等についても同様とし、第三者に頒布及び公開することを固く禁ずる。

本義務に違反した場合は、速やかに当機構に知らせた上、双方協議の上誠意をもって対応することとする。

8 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以上

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上